

事業主ハ之レヲ拒否セリ 従業員ハ即時罷業ニナリ東京華
 工組合ニ至リ在員組合ニ加盟シ後援ヲ依頼セリ
 二年後三時ヨリ事業主宛ニ於テ事業主占各瓜分ハ
 従業員代表宮地義雄外四名 組合代表山下鶴松
 下層兄新衛セリ容易ニ解決ヲ囑ルナリ双方意見ヲ固持セ
 ルヲ以テ折衷言同警察署員斡旋セリ結果別記ハ覺書ノ通
 リ四端解決セリ
 七警察署故 ナシ
 右及申報候也

別記一

嘆願書

今般物價騰貴ニ依リ生活困難ノタメ従業員一同協議ノ結果左記従業員嘆
 願致シマス 何卒我等従業員ノ窮狀ヲ御察シノ上實施セラレ度シ

左記

- (1) 日給三割値上げヲサレ度シ
- (2) 夜業ノ歩合ヲ二割増ニシ及従来ノ飯代三十銭ハ引カヌ事
- (3) 夜業ハ午後九時迄トス
- (4) 午後九時以後ノ残業ハ給料歩合ハ倍額支払フ事
- (5) 休足給日ノ出勤ハ給料ノ倍額ヲ支払フ事
- (6) 労働時間ヲ因散期トシモ定時間トサレ度シ
- (7) 小年ニ回ノ定期昇給制度ヲ制定實施サレ度シ
- (8) 慰職手当法ノ特別認可ヲウケラレ度シ
- (9) 健康保険ニ加入ヲ法律通りニサレ度シ

昭和十二年二月二十二日

古谷工場従業員一同

古谷傳吉殿